

としての重度訪問介護による地域移行の事例の紹介等がありました。鈴木氏のお話で、最も印象に残ったことは、「入所施設とは、人々が自らの生活や日々の決定について管理できない、あるいは、管理することを認められないあらゆる場所のことを言う。それは単に規模によって定義されない。」とカナダの親の会と本人の会の合同特別委員会の見解を紹介され、私自身、現在入所施設に勤務しており、27年間、育成会で障がい福祉サービスを提供してきた立場から、色々と感じるところがありました。

3人目の大分県育成会の村上氏からは、ご自身が平成3年から法定外の小規模作業所からスタートして、精力的に事業展開をし、平成10年に社会福祉法人を設立して、ご自身のお子さんも含めて、利用者に必要なサービスを作り出してこられた実践の報告がありました。今日までの活動を通して、様々な機会の提供によるエンパワメントの大切さと、意思決定支援、コミュニケーション支援(意思疎通支援)の取り組みと、その必要性を話しておられました。

その後、3名でのシンポジウムとなりましたが、その中で、障害者差別解消法における、合理的配慮の提供について触れられました。もし、障がいのあるご本人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合とされている部分については、意思表明の困難な障がい者のための意思表明を補助する仕組みや支援があらためて問われていると問題提起がされました。

会員向け学習会が開催されました

6月の勉強会は、昨年2月にも成年後見人制度についてお話しいただいた、一般社団法人ふせ支援ネットワークの社会福祉士 前川 敦 様にお越しいただきました。

今回は、「親亡き後のライフプラン～成年後見(身上監護)について～」というタイトルで、後見人の身上監護の役割について勉強しました。前川様は、ふせ支援ネットワークで相談事業や啓発事業をされていますが、法人事業としてではなく、社会福祉士として個人で成年後見人を受任されており、現在は10人の方を担当されているそうです。その成年後見人を必要とするのは、判断能力に欠けている状況にある人が対象となりますが、昨年の統計では、必要とされる方で後見人がついていないのは、現状で15%にも達していないとの事でした。

さて、今回の学習会の内容になります。成年後見人

等(後見、保佐、補助)の役割としては、「財産管理」(本人の財産を侵害から守り、適切に管理する)と「身上監護」(本人の財産を踏まえて、本人の意思に基づいた適切な生活支援を行う)があります。



身上監護といっても親の代わり(本人の世話)をするのではなく、本人が生活できるように環境を調整すると共にどんな生活をしたいかを考え、そのためのお金の使い方を考えます。また、知的障がいのある方が困るところの手续や契約、同意、相続、虐待などの権利侵害等の様々な意思決定を必要とする場面では、後見人は本人に代わって法律行為を行い、本人の代弁者となり、本人の言いたいことを伝え本人の権利を守る役割をします。このことを踏まえた上で、いくつかの例を出してお話ししていただきました。

生活保護費が貯金として増えるばかりの方に対しては、本人の望む生活を聞き、どういう使い方をするかを考えます。例えば、携帯がほしいという希望があれば、携帯を買っても管理ができるかどうかを検討した上で購入し、本人の希望をかなえます。このように、保護費がちゃんと使えているかどうかを見るのも身上監護です。また、高額な携帯電話料金を請求された方には、それが本人の責任で生じたことであれば、分割で支払うように伝えます。負債が高額で支払いきれない場合は、破産手続きを行います。こういう事態を招くことを恐れ、本人のほしいものを買わないのではなく、生活が成り立たないような高額請求が来ないようにすることが肝心で、生活が成り立つ上での消費は、本人の自由だと言われました。

また、GH(グループホーム)職員との折り合いが悪く、ホームを退所させられそうな方がおられたら、まず、GHを出るのか、苦情を言って改めてもらいGHに戻るのかを考えます。苦情は、本人に代わって後見人が訴え、改善を求めます。他のGHや入所施設に移ることを検討する場合や一人暮らしを希望する場合は、相談支援に依頼しサービス等利用計画作成後、